

学校法人智香寺学園 役員及び評議員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人智香寺学園（以下「本法人」という。）が、学校法人智香寺学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第59条に基づき、本法人の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員等（次条に規定する、評議員、選任機関委員及び会計監査人をいう。以下同じ）に対する報酬の基準を定め、その算定方法に従って報酬を支給することを目的とし、併せて関連する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、役員とは寄附行為第8条の定めにより選任される理事及び寄附行為第23条の定めにより選任される監事をいい、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、法人において定められた勤務時間中勤務態勢にあり職務専念義務がある役員をいう。
- (2) 教職員理事とは、本法人の常勤教職員としての職務に常時従事している理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

2 この規程における評議員とは寄附行為第33条の定めにより選任される評議員をいう。

- (1) 教職員評議員とは、本法人の常勤教職員としての職務に常時従事している評議員をいう。
- (2) 外部評議員とは、教職員評議員以外の評議員をいう。

3 選任機関委員とは寄附行為第7条に規定する理事・学識経験者評議員選任機関を構成する委員をいう。

4 会計監査人とは、寄附行為第51条の定めにより選任される会計監査人をいう。

（報酬等の体系及び決定方法）

第3条 役員及び評議員等に対する報酬等は次のとおりとし、別表1から別表4に整理して示す。なお、当該各表に記載した報酬等以外は、第5条が定める費用を除き、原則として他の手当等は支給しないものとする。

- (1) 常勤役員（別表1）

役員報酬（月額：基準額＋職務手当）及び通勤手当を支給する。

ただし、教職員理事は、職務手当を教職員給与に加えて支給する。

- (2) 非常勤役員（別表2）

基本報酬（年額）及び会議出席（書面出席を除く）の都度の日額報酬を支給する。なお選任機関委員を兼務した場合は、別表4に掲げる金額を追加して支給する。

- (3) 教職員評議員

無報酬とする。

- (4) 外部評議員（別表3）

基本報酬（年額）及び会議出席（書面出席を除く）の都度の日額報酬を支給する。な

お、選任機関委員を兼務した場合は、別表４に掲げる金額を追加して支給する。

(5) 選任機関委員（別表４）

ア 理事委員が非常勤理事から選任された場合には、第２号による報酬（別表２記載）に加え、別表４に記載の報酬を支給する。

イ 評議員委員が外部評議員から選任された場合には、第４号による報酬（別表３記載）に加え、別表４に記載の報酬を支給する。

ウ 理事と評議員の合同会議で選任された委員（有識者）には、別表４に記載の基本報酬及び会議出席の都度の日額報酬を支給する。ただし、非常勤監事が選任された場合は第２号による報酬（別表２記載）に加え、別表４に記載の有識者基本報酬（年額）の２分の１の額を支給する。

(6) 会計監査人（法人である場合も１人と数える。）

ア 本法人と監査人の契約に基づいた金額を支払う。

イ 会計監査人に対する報酬は、日本公認会計士協会が公表する調査資料や同規模程度学校法人の状況など世間相場を勘案し、監事の過半数の同意を得た上で、理事会において定める。

２ 前項第１号の役員の通勤手当は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学給与規程第１９条に基づき支給する。

３ 非常勤役員、外部評議員、有識者及び会計監査人が会議に出席する際の交通費は、実費相当額を支給する。

４ 役員報酬は、事業年度毎に理事会で決定し、承認された報酬総額の範囲内において支給する。なお、非常勤役員においては役員本人の申し出により報酬を無報酬とすることもできる。

（報酬等の支給）

第４条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込みにより支給する。

ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額や本人から申出のあった立替金などがある場合には、それらを控除して支給する。

２ 月額報酬の計算期間は毎月１日から末日までとし、その月の２１日に支給する。ただし、２１日が休日または金融機関の休業日に当たるときは、前日に繰り上げて行うものとする。

３ 非常勤役員、外部評議員及び有識者に対する基本報酬は年額として定め、４月１日及び１０月１日に在任する者について５月と１２月に年額報酬の２分の１を支給する。

４ 非常勤役員、評議員、有識者の会議出席日額は、原則として１日から末日を計算期間とし、翌月２１日に支給する。

（費用の支払い）

第５条 役員、評議員及び有識者が職務執行のため出張等を行った場合には、学校法人智香寺学園役員旅費規程に基づき旅費を支給する。

２ この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張旅費の支給等について

必要な事項は、学校法人智香寺学園埼玉工業大学派遣及び海外出張規程を準用する。

- 3 役員、評議員及び有識者が職務の執行に当たって旅費以外の費用を請求する場合は学内理事会の議を経て、当該費用を支払う。

（常勤役員の就任・退任時の支給）

第6条 常勤役員に就任または退任、若しくは解任されたときの当月分報酬は、暦日による日割り計算を行って支給する。

- 2 任期の途中で役職の変更があった場合は、新役職就任の月から月額報酬の改訂を行い、暦日による日割り計算を行って支給する。
- 3 第1項の定めにかかわらず、死亡により退職した場合は、その月の報酬は全額支給するものとする。

（非常勤役員の休職時等の取扱い）

第7条 病気療養などの事情により、やむを得ず長期の休職となった非常勤役員の報酬は、原則としてその事業年度中は減額せずに支給する。

（役員報酬の減額措置）

第8条 本法人の財務状況が著しく低迷した場合または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合やその他の理由が生じたときには、理事会の決定に基づき、臨時に役員等の報酬について減額措置を講じることができる。

（役員退任慰労金）

第9条 第3条の定めにかかわらず、令和2年3月末日に在籍する教職員役員以外の常勤役員が公益財団法人私立大学退職金財団（以下「退職金財団という。」）の加入者であって、任期の満了または傷病や死亡により退任をしたときには、退職金財団から交付された退職資金の額を、役員退任慰労金として支給する。

- 2 前項における死亡退任の場合には、その遺族に役員退任慰労金を支給する。なお、遺族の範囲及び支払順位については、労働基準法施行規則による遺族補償の受給権者に関する規定を準用する。
- 3 前2項に該当する場合であっても、在任中に本法人に重大な損害を与えた場合には、理事会の決議により役員退任慰労金の一部又は全部を支給しないことができる。

（役員退任慰労金の支給日）

第10条 前条に基づく役員退任慰労金は、退職金財団から退職資金交付を受けた後、法令の定めによるものを控除して速やかに支給されるものとする。

（特別功労金）

第11条 役員在任中特に功績が顕著と認められる常勤役員が退任する際、功労金の支払いが提案され、理事会が決議した金額について評議員会および監事の同意を得た場合、当該

役員に対し特別功労金を支給することができる。

(端数処理)

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(弔慰金・見舞金)

第13条 役員、外部評議員及び有識者に関する弔慰金及び見舞金は、学校法人智香寺学園役員等弔慰金・見舞金贈呈規程に定める。

(規程の作成、備置き及び閲覧等)

第14条 本法人は私立学校法第107条に基づき、毎会計年度終了後3月以内にこの役員及び評議員等報酬の基準を見直して、役員及び評議員等の報酬等の支給の基準を記載した書類として作成しなければならない。なお、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本法人は、この規程を当該会計年度に係る定時評議員会の日から主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間備え置かなければならない。

(公表)

第15条 本法人は、この規程を私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準としてホームページに公表する。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

2 この規程に定めのない事項については、法令或いは理事会の決定に従うものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人智香寺学園常務理事役員報酬規程（平成10年4月16日制定、平成22年12月1日施行）は廃止する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 この規程の施行に伴い、役員及び評議員等報酬規程（令和2年4月1日制定）は廃止する。

別表 1 常勤役員 報酬表（第 3 条 第 1 項 第 1 号 関係）

専任役員	役 職 名		役 員 報 酬（月 額）				
			基 準 額	職務手当	再任時の職務 手当加算額 1	再々時の 職務手当加算額 1	再々々時の 職務手当加算額 1
	業務執行 理事	理事長	900,000 円	400,000 円	60,000 円	120,000 円	180,000 円
		理 事			30,000 円	60,000 円	90,000 円
		学 長		300,000 円	30,000 円	60,000 円	90,000 円
		校 長		100,000 円	30,000 円	60,000 円	90,000 円
	常勤監事 （週 1 ～ 2 日勤務）		300,000 円		30,000 円	60,000 円	90,000 円
教 職 員 理 事			100,000 円				

※ 業務執行理事ならびに監事が再任（定時評議員会を基準日とする）された場合は、基本月額職務手当を増額することができる。ただし、その回数は、3 回を上限とする。

別表 2 非常勤役員 報酬表（第 3 条 第 1 項 第 2 号 関係）

役 職 名		基本報酬（年額）	会議、その他法人業務のための 勤務（日額）
非業務執行役員	非常勤理事	240,000 円	10,000 円
	非常勤監事	360,000 円	10,000 円

※ 監事は監事の報酬について意見を述べることができる。

別表 3 外部評議員 報酬表（第 3 条 第 1 項 第 4 号 関係）

役 職 名	基本報酬（年額）	会議、その他法人業務のための 勤務（日額）
外 部 評 議 員	120,000 円	10,000 円

別表 4 理事・学識経験者評議員選任機関委員 報酬表（第 3 条 第 1 項 第 5 号 関係）

役 職 名	基本報酬 （年額）	会議、その他法人業務のための 勤務（日額）
理 事 委 員（常勤役員には支給しない）	60,000 円	
評議員委員（教職員評議員には支給しない）	60,000 円	
有 識 者（非常勤監事が就任した場合は、基本報酬の半額のみ支給）	120,000 円	10,000 円